

# 開東社会保険ニュース

No.106

平成 19 年 4 月

## (1) 雇用保険料率の引き下げについて

成立が遅れておりました「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成 19 年 4 月 19 日に成立いたしました(公布予定日 4 月 23 日)。今回の成立を受け、雇用保険料率は平成 19 年 4 月 1 日に遡って新料率が適用されます。

既に旧料率で給与計算を終えた場合は、5 月分給与で調整していただくことになりますので、ご注意ください。

	旧料率(平成 19 年 3 月分までの給与)			新料率(平成 19 年 4 月分からの給与)		
一般の事業	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
	19.5/1000	11.5/1000	8/1000	15/1000	9/1000	6/1000

## (2) 児童手当の引き上げについて

児童手当は、小学生以下の子を養育している方に支給されます。  
平成 19 年 4 月 1 日より、0 歳以上 3 歳未満の児童手当が以下のとおり変更になります。  
変更後の最初の支給月は平成 19 年 6 月からです。



現行		改正後	
第 1 子、第 2 子	月額 5 千円	第 1 子、第 2 子	月額 1 万円
第 3 子以降	月額 1 万円	第 3 子以降	月額 1 万円(現行どおり)

今回の改正に伴い、厚生年金に加入している事業所が毎月納めている「児童手当拠出金」の率が改正になり、平成 19 年 4 月分(5 月納付)より、0.9/1000 から 1.3/1000 に引き上げられます。

児童手当事業主拠出金とは  
厚生年金の被保険者の標準報酬月額に 1.3/1000 を乗じて算出するもの。全額事業主負担。

開東社会保険労務事務所では、給与計算も承っております。  
ぜひ、お気軽にご相談ください。

**社会保険労務士法人  
開東社会保険労務事務所**  
〒160-0023 新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 8 階  
TEL 03-3369-7411/8411 FAX 03-3369-2711  
ホームページ <http://www.kaito-sr.com>  
メ-ルアドレス [info@kaito-sr.com](mailto:info@kaito-sr.com)